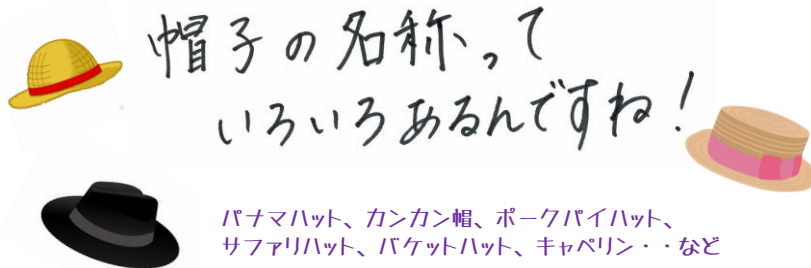


オフィス恩

ちょっと Chat

社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美 (はっしい)
特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター
日本褒め言葉カード協会インストラクター
持ち味ファシリテーター
日本ストレスチェック協会ファシリテーター



準備は進めていますか？ 来年1月1日より

子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得ができるようになります

◆「子の看護休暇」制度とは？

育児介護休業法により、小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

なお、取得できる労働者として、日々雇い入れられる労働者が除かれるほか、一定の労働者を労使協定で対象外とすることができます。

◆「介護休暇」制度とは？

育児介護休業法により、要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、介護休暇を取得することができます。取得できる労働者の要件は、子の看護休暇と同じです。



◆何が変わる？

子の看護休暇・介護休暇の取得単位は、1日単位または半日単位（1日の所定労働時間の2分の1。労使協定により異なる時間数を半日と定めた場合には、その半日）とされていますが、**令和3年1月1日より、1時間単位での取得が可能**となります。

また、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者には、半日単位での取得をさせなくてもよいこととされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得ができることとなります。

※すべての労働者が取得できることになるんですね

◆何が必要？

育児介護休業規程の見直しが必要となります。さらに、子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得は、原則始業時間もしくは終業時間に連続するかたちで取得させればよいこととされていますが、厚生労働省では法を上回る措置として、いわゆる「中抜け」を認める制度とすることを求めています。規程の見直しにあたっては、中抜けを認めることとするかどうかの検討が必要です。

また、時間単位取得が困難な業務がある場合は、労使協定により、その業務に従事する労働者を対象労働者から除外することができるため、該当する業務がある場合は、労使協定の締結も必要となります。

※厚労省パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582033.pdf>

事業主の皆さまへ

子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！ (施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

<改正のポイント>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・半日単位での取得が可能 ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位での取得が可能 ・全ての労働者が取得できる
<p>① 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。</p> <p>② 法で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。 ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。 <p>③ いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び出勤しよることを指します。</p>	

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の規定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



先月のオフィス恩の活動

◆障害年金請求の代行業務

障害年金請求業務について、少しずつですがご紹介から受託することが増えてまいりました！先日は、がんによる副作用のため生活に支障がある方のサポートをさせていただきました。現在、就労ができない状態でいらっしゃるの、体力が回復するまでの経済的支援として障害年金を活用いただければと思います。「働けないので家族に迷惑をかけている」という精神的な苦痛が少し和らぎます、と感謝のお言葉をいただきました。お身体が一日も早く回復なさることを願っています。

～ON (オフィス恩) ⇒ OFF (プライベート)～

先月、「腹筋をし始めた」とお話ししましたが・・・なんと、続いていますよ～(笑) 毎日ではないですが、ちゃんと2日に1回、やっています。最初は、10回くらいでしんどくなっていたのですが、今では10回は苦しまずにできるようになりました(*^_^*)
やればできるようになってくるんですね。目標を小さく設定して・・・「11月も継続」するぞ！(笑)

★今月の御朱印★

今回は、なんと・・・御朱印ならぬ「御城印」です。世界遺産の白鷺城。姫路城です。限定販売だったのですが、好評だったようで再販売が決定したそうです。たまたま研修で姫路に行った際に入手できた私ってなんて運が良いのかしら！(^^)!



では、また来月もよろしくお願いいたします！

Mail: mail@sr-on.com

ホームページは「オフィス恩」で検索